

高知県社会的養育推進計画について

児童家庭課

計画の策定に至る経過

◆児童福祉法改正 (H28.6)

子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記

◆新しい社会的養育ビジョン (H29.8)

児童福祉法改正の理念を具体化するための取組について、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめ

◆都道府県社会的養育推進計画の策定要領 (H30.7)

里親等への委託の推進、施設の小規模化・地域分散化等の推進など、新たな県計画を策定するにあたり踏まえるべき留意点をとりまとめたもの

計画の期間

◆計画期間：令和2年度から令和11年度までの10年間

前期:令和2年度～令和6年度、後期:令和7年度～令和11年度

現状 (これまでの取組とその成果)

◆里親の新規開拓や里親向け研修などの里親支援事業の実施などにより、**里親登録数、里親委託数は年々増加**

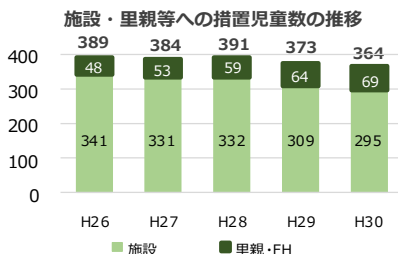
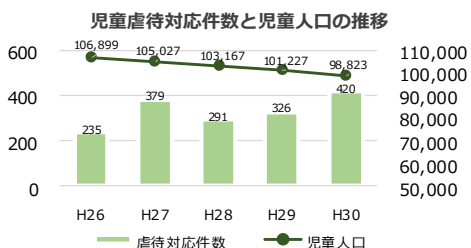
- 里親登録数：37組 (H26末) → **78組** (H30末)
- 里親委託率：12.3% (H26末) → **19.0%** (H30末)
- 里親支援専門相談員配置施設数：3か所 (H26末) → **5か所** (R1末見込)

◆施設職員の養育の質の向上のための研修等を支援するなどし、**施設の小規模グループ化 (1グループあたり6名) を促進**

- 小規模グループケア等の数：22か所 (H26末) → **28か所** (H30末)

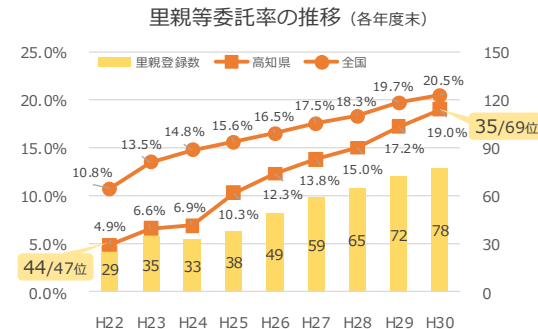
◆施設に入所している子どもの自立を支援する取組により、**高等学校を卒業した子どもの進学率・就職率が向上**

- 高校卒業児童の進学・就職率：80.8% (H25末) → **100.0%** (H30末)
- 退所児童等アフターケア事業実施箇所数：2か所 (H26末) → **3か所** (R1末見込)
- 自立援助ホーム実施数：1か所 (H26末) → **2か所** (R1末見込)



課題

- 里親等委託率は年々増加しているものの、全国平均には届いていない。
- 里親支援の質の向上を図るためには、リクルートから委託後の訪問までの包括的な支援の実施が必要
- できるだけ家庭的な環境で養育するためには、施設の小規模化・地域分散化などの環境整備と安定的な人材確保や職員育成が重要



今後の方向性

計画の基本理念 **子どもが夢や希望を持てる社会の実現**

(代替養育が必要な子どもをできるだけ家庭に近い環境で養育するための取組の方向性)

- 里親等委託率の向上
- 施設の小規模化・地域分散化等のための必要な環境整備と人材確保

計画策定のポイント

	現状	国の目標	高知県の目標
里親 FH	里親等委託率 全国:20.5% 高知県:19.0% (H30末)	里親等委託率 3歳児未満 ：概ね5年以内に 75% 就学前 ：概ね7年以内に 75% 学童期以降 ：概ね10年以内に 50%	将来的には国が掲げる目標を 目指す こととするが、本県の現状を考慮し、今後10年間において次の目標を設定する 3歳児未満： 65% 就学前： 60% 学童期以降： 50%
施設	小規模グループ等実施施設の割合 全国:72.6% 高知県:77.8% (H29.10)	「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていく。	施設における専門的なケアの必要な子どもを十分に受け入れることができる施設定員数を確保し、 全ての施設 において小規模かつ地域分散化を進めていく。

計画の主な取組と目標値

※「第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方」及び「第2章 高知県における子どもの現状」には計画策定の趣旨、計画の期間、児童相談所の相談対応件数の状況などを記載

第3章 子どもの権利擁護の取組

- 措置または一時保護等にあたっては、**子どもの意見の聴取及び十分な説明を実施**。
- 一時保護の子どもの権利擁護の観点から、第三者評価を活用するなど**自己評価及び外部評価を実施**。
- 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とするほか、一時保護中に可能な限り学校へ登校できるよう**学習機会を保障**。
- 子どもが施設等へ措置される場合または措置されている際に、**自身の意見を自ら表明**できるよう、第三者による支援なども含めた支援体制を構築。

評価指標

- ◆施設等へ措置されている子どもへの意見聴取等の実施（子どもに対するヒアリングやアンケート調査の実施）：
全施設を対象に実施(R1)→**全施設を対象に実施(R11)**

第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築

- 子ども家庭総合支援拠点に専門性を持った職員が適切に配置されるよう、市町村に対して**財政的な支援や研修等による人材育成の実施**。
- 市町村や児童相談所との連携によるきめ細かな相談対応や訪問支援が行き届くよう、**児童家庭支援センターを全ての保健福祉圏域を設置**。
- 児童福祉司等への体系的な研修の実施、弁護士、医師等に日常的に相談できる環境を整備するなどの**専門性の向上及び確保**。
- 児童相談所に市町村支援及び里親養育支援を担う児童福祉司を**専任で配置**。

評価指標

- ◆子ども家庭総合支援拠点設置数：2か所(R1)→**全市町村(R4)**
- ◆児童家庭支援センター数：5か所(R1)→**7か所(R11)**
- ◆児童相談所の機能強化（市町村支援担当児童福祉司等の配置）
専任は未配置(R1)→**専任で配置(R4)**

第6章 社会的養護の子どもの自立支援

- 社会的養護自立支援事業を継続して実施**し、児童養護施設や里親家庭等を退所した子どもへの支援を実施。
- 児童養護施設等において、措置解除となる前から**措置解除後に向けた自立の支援や学習の支援を行うことができる体制を確保**。
- 自立援助ホームについては、利用ニーズを勘案して**さらなる整備を検討**。

評価指標

- ◆自立援助ホーム数：2か所(R1)→**4か所(R11)**

第4章 代替養育を必要とする子どもへの支援

◆特別養子縁組制度の推進

- 対象となる子どもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や、制度の活用が円滑に図られるような仕組みづくりの検討を実施。

◆里親家庭等における養育の推進

- 里親家庭を必要とする子どもに対して**十分な数の里親家庭やファミリーホームを確保**。
- 質の高い里親養育を実現するため、里親に関する業務（「里親のリクルート及びアセスメント」、「登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修」、「子どもと里親家庭のマッチング」、「里親養育への支援」の4業務）について**民間のフォスタリング機関を中心とした支援体制を構築**するとともに、**児童相談所に里親家庭への支援を行う職員を配置**。
- 里親不調により子どもの生活の場が変わることがないようにきめ細かな委託後の支援を実施できるよう**訪問支援の充実**。

評価指標

- ◆里親委託率：19.0%(H30)→**36.0%(R6)**→**53.0%(R11)**
3歳未満 : 20.0%(H30)→40%(R6)→**65%(R11)**
3歳以上～就学前 : 31.8%(H30)→40%(R6)→**60%(R11)**
学齢期 : 16.9%(H30)→35%(R6)→**50%(R11)**
- ◆里親家庭数：78組(H30)→**183組(R6)**→**287組(R11)**

◆児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

- 施設養育を必要とする子どもを十分に受け入れることができる**施設定員数を確保**。
- それぞれの施設が持つ専門性を活かして、施設の**高機能化及び多機能化**を推進。
- 南海トラフ地震などの災害への十分な対策を行うほか、施設の**小規模かつ地域分散化**を推進。
- 施設職員の離職を防止し、**人材の確保・育成**に向けた取組を実施。
- 児童心理治療施設と児童自立支援施設について、それぞれの役割を踏まえ、連携や協力などの在り方を検討。

評価指標

- ◆**全ての施設**において小規模かつ地域分散化を実施
- ◆施設定員数（乳児院＋児童養護施設）※転換見込みを含む
：425人(R1)→**365人(R6)**→**311人(R11)**